

令和 7 年度

第 5 次沼津市男女共同参画基本計画
実施状況報告書（令和 6 年度分）

沼津市政策推進部地域自治課

令和7年度 第5次沼津市男女共同参画基本計画 実施状況報告書（令和6年度分）

沼津市男女共同参画推進委員会は、沼津市男女共同参画推進条例第17条に基づき、第5次沼津市男女共同参画基本計画に掲げる事業の取組状況等について調査を実施した。

その取組状況等について、同委員会の意見を付し、同条例第14条に基づき報告する。

I. 調査・報告の概要

(1) 第5次沼津市男女共同参画基本計画について

第5次沼津市男女共同参画基本計画は、少子高齢化による人口減少社会の進行、非正規労働者の増加、家族構成の多様化や新たな社会問題など、時代の潮流とともに変化する社会環境のなかで、支援を必要とする方を誰一人取り残すことなく、性別にかかわりなく個性と能力を十分に發揮し、自分らしく心豊かに生活することができる男女共同参画社会の実現のため、本市における男女共同参画に係る取組の一層の推進を目的として策定されたものである。

同計画は、沼津市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、10の基本的施策及び27の施策の方針により構成され、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として95の事業を展開している。各事業の毎年度の取組状況等については、事業所管課にて自己評価するとともに、有識者及び公募市民等で構成される沼津市男女共同参画推進委員会が調査及び審議する。

(2) 調査対象

第5次沼津市男女共同参画基本計画 事業所管課：34課 事業数：95事業

(3) 調査実施日

	開催日	調査・審議対象	
第1回	令和7年7月1日	8課	28事業
第2回	令和7年7月18日	16課	42事業
第3回	令和7年8月1日	10課	25事業

(4) 調査方法

各事業所管課から提出された調査票をもとに、沼津市男女共同参画推進委員会がヒアリングを実施し、客観的な立場から基本理念に沿った取組がなされているか調査及び審議し、必要な助言等を行った。

(5) 報告書の形式

各事業所管課による「取組状況」及び「事業実績」の自己評価について、基本的施策の単位で集計して評価値の内訳を示すとともに、全体の取組状況等に対する沼津市男女共同参画推進委員会の総評及び各事業の取組状況等に対する同委員会委員からの主要な意見を記載した。

2. 事業所管課による自己評価

(1) 概要

取組状況の自己評価は、A評価が29件で対前年度2件の増、B評価が65件で対前年度増減なし、C評価が1件で対前年度1件の減、D評価が0件で対前年度1件の減であった。

事業実績の自己評価は、A評価が12件で対前年度増減なし、B評価が80件で対前年度2件の増、C評価が3件で対前年度2件の減であった。

○沼津市男女共同参画施策実施状況まとめ

基本目標	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
基本的施策1	16	9	7	0	0	4	12	0	14
基本的施策2	9	2	7	0	0	1	8	0	9
基本的施策3	9	2	6	1	0	0	9	0	8
基本的施策4	6	2	4	0	0	1	5	0	6
基本的施策5	5	2	3	0	0	2	2	1	5
基本的施策6	9	2	7	0	0	2	7	0	6
基本的施策7	16	9	7	0	0	2	12	2	15
基本的施策8	10	0	10	0	0	0	10	0	8
基本的施策9	12	1	11	0	0	0	12	0	11
基本的施策10	3	0	3	0	0	0	3	0	3
令和6年度 全体評価	95	29	65	1	0	12	80	3	85
(参考) 令和5年度 全体評価	95	27	65	2	1	12	78	5	85
(参考) 令和4年度 全体評価	95	24	66	4	1	10	78	7	85

※具体的施策数85のうち、1つの施策に対し複数の事業を行う場合があり、事業数は95となる。

○取組状況の自己評価まとめ（対前年度）

	令和6年度		令和5年度		増減	
	評価数	構成比	評価数	構成比	評価数	構成比
A	29	30.5%	27	28.4%	+2	+2.1ポイント
B	65	68.4%	65	68.4%	0	0
C	1	1.1%	2	2.1%	-1	-1.0ポイント
D	0	0%	1	1.1%	0	-1.1ポイント
合計	95	100%	95	100%	0	0

○事業実績の自己評価まとめ（対前年度）

	令和6年度		令和5年度		増減	
	評価数	構成比	評価数	構成比	評価数	構成比
A	12	12.6%	12	12.6%	+2	0
B	80	84.2%	78	82.1%	0	+2.1ポイント
C	3	3.2%	5	5.3%	-2	-2.1ポイント
合計	95	100%	95	100%	0	0

(2) 基本的施策ごとの自己評価

凡 例								
取組状況	A : 計画どおり取組ができた B : 概ね計画どおり取組ができた C : 取組が不十分であった D : 取組ができなかった							
事業実績	A : 想定以上の実績 B : 想定どおりの実績 C : 想定以下の実績							

基本的施策Ⅰ 男女の人権と性を尊重する教育の充実									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)人権を尊重するための意識啓発	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(2)教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	3
(3)多様な性のあり方の尊重	6	4	2	0	0	2	4	0	4
(4)男女共同参画推進のための情報発信・情報提供	5	3	2	0	0	1	4	0	5
令和6年度実績	16	9	7	0	0	4	12	0	14
前年度実績	16	8	8	0	0	3	13	0	14
対前年度増減	0	+1	-1	0	0	+1	-1	0	14

基本的施策Ⅱ 女性に対するあらゆる暴力の根絶									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(5)セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進	3	1	2	0	0	1	2	0	3
(6)被害者への相談体制の充実と自立支援	6	1	5	0	0	0	6	0	6
令和6年度実績	9	2	7	0	0	1	8	0	9
前年度実績	9	2	7	0	0	1	8	0	9
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	9

基本的施策Ⅲ 男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(7)生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりの支援	4	2	2	0	0	0	4	0	4
(8)高齢者・障害のある人等の社会参加支援	5	0	4	1	0	0	5	0	4
令和6年度実績	9	2	6	1	0	0	9	0	8
前年度実績	9	2	6	1	0	0	9	0	8
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	8

基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(9)市の審議会等への女性の参画拡大	2	1	1	0	0	0	2	0	2
(10)市役所・教育の場における女性の積極的登用	2	0	2	0	0	0	2	0	2
(11)企業・各種団体における女性の積極的登用	2	1	1	0	0	1	1	0	2
令和6年度実績	6	2	4	0	0	1	5	0	6
前年度実績	6	2	4	0	0	1	4	1	6
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	+1	-1	0

基本的施策5 社会における女性の活躍推進

施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(12)地域活動における女性の参画拡大	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(13)女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援	3	1	2	0	0	1	1	1	3
令和6年度実績	5	2	3	0	0	2	2	1	5
前年度実績	5	2	3	0	0	1	3	1	5
対前年度増減	0	0	0	0	0	+1	-1	0	0

基本的施策6 家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(14)家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現	9	2	7	0	0	2	7	0	6
令和6年度実績	9	2	7	0	0	2	7	0	6
前年度実績	9	2	6	1	0	2	7	0	6
対前年度増減	0	0	+1	-1	0	0	0	0	0

基本的施策7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(15)職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進	3	2	1	0	0	1	2	0	3
(16)女性活躍に理解ある事業所の取組推進	3	2	1	0	0	0	3	0	3
(17)個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進	6	3	3	0	0	0	4	2	5
(18)男性の働き方と職場風土の改革	4	2	2	0	0	1	3	0	4
令和6年度実績	16	9	7	0	0	2	12	2	15
前年度実績	16	8	8	0	0	3	11	2	15
対前年度増減	0	+1	-1	0	0	-1	+1	0	0

基本的施策8 教育の場における男女共同参画の推進								
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績		具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	
(19)教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成	5	0	5	0	0	0	5	0
(20)多様な選択を可能にするキャリア教育の推進	5	0	5	0	0	0	5	0
令和6年度実績	10	0	10	0	0	0	10	0
前年度実績	10	0	9	0	1	0	9	1
対前年度増減	0	0	+1	0	-1	0	+1	-1
								0

基本的施策9 地域における男女共同参画の推進								
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績		具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	
(21)地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大	3	0	3	0	0	0	3	0
(22)NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援	2	0	2	0	0	0	2	0
(23)男女共同参画社会に向けた地域環境整備	4	1	3	0	0	0	4	0
(24)男女のニーズを捉えた防災対策の推進	3	0	3	0	0	0	3	0
令和6年度実績	12	1	11	0	0	0	12	0
前年度実績	12	1	11	0	0	1	11	0
対前年度増減	0	0	0	0	0	-1	+1	0
								0

基本的施策10 国際協調に基づく男女共同参画の推進								
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績		具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	
(25)男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供	1	0	1	0	0	0	1	0
(26)多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進	1	0	1	0	0	0	1	0
(27)在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実	1	0	1	0	0	0	1	0
令和6年度実績	3	0	3	0	0	0	3	0
前年度実績	3	0	3	0	0	0	3	0
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 総評

第5次沼津市男女共同参画基本計画の令和6年度における実施状況等について、沼津市男女共同参画推進委員会を代表して意見を申し上げます。

全体として、各課全部が同じレベルにまで到達しているとまでは言えないまでも、計画期間当初に比べ男女共同参画やジェンダー平等といった問題に関する問題意識は、それぞれの課でより深まりが出てきたと思います。また、具体的な取り組み内容については、事業によっては固定化して狭い視野に絞りすぎているような施策もあるため、第6次計画では少し事業内容に幅を持たせ、適宜見直しをかけられるような柔軟性が必要であると思われます。しかし、それぞれの課が工夫をして主体的に企画し、実施結果をできるだけ客観的に自己評価する方式を長年実行してきたことで、全体としての計画の達成度は一定のレベルまでは進んできていると見られます。

その一方で、計画をここまで進めてくると、計画全体として推進方法、事業内容ともに大きな見直しが必要な時期に来ているということも感じました。こうした現状を踏まえて、第6次計画がより実効性のあるものになっていくために、計画期間中でも必要に応じて上記の両面について方向性を変えられるように、各事業に柔軟性を持たせておく必要があることは上述の通りです。

事業の整理も必要で、もちろん極端に言えば市役所の全課が本来は計画に関係するのが本来は理想的なのですが、それは現実的ではないとも言えます。逆に男女共同参画とそこまで深く関わらない事業を無理やり組み込むよりも、むしろ男女共同参画の意図や目的を十分踏まえた上で、今までとは違う適時性の高い取り組みを加えることで、新たな効果を生むこともあります。その意味では、各事業の担当課の入れ替えを進めていただき、計画から外れる課も今後は出てくるかもしれません、新たに加わる課も出てくることで、結果として全庁を挙げた取り組みが実現されるという見方もできると思います。第6次計画が今後こうした体制によって推進される事が重要であるため、計画の形がこれから具体的になってゆくにあたり、各方面から積極的なご意見をいただきたい、今の時代の流れに合った、そして沼津の実情に合った優れた計画が実現できるように、ぜひ積極的な意見聴取などを行っていただきたいと思います。

現在、国でも、第6次男女共同参画基本計画の方向性が見えてきています。本年7月29日には、第6次基本計画策定専門調査会において、基本計画策定に当たっての基本的な考え方の骨子案が提示され、国の第6次計画の内容は概ね固まりつつあります。それによれば、新しい計画では基本的な視点として8つほどの課題が提示されています。そのポイントだけ示しますと、まず、性別に関わらず全ての人にとって働きやすい環境作りが提示されています。そして、特に女性の所得向上ということがストレートに打ち出され、女性の経済的自立に向けた取り組みの一層の躍進に取り組むということがはっきり掲げられています。女性が男性と対等の地位が築けないという問題の根本には、L字カーブ問題に象徴されるように、年齢が上がるにつれて正規雇用で働く女性が減り、非正規ばかりが増えていくという状況があります。その根源には女性と男性との間の経済格差が問題にあり、これを根本から変えなければ、本当の意味での男女平等は実現できないことを、改めて次期計画で強調していくという姿勢がかなり明確に見えてきた、ということができるでしょう。

その意味で最も留意しなくてはいけないのは、静岡県はジェンダーギャップ指数において経済分野での男女格差が大きいため、仕事や職場、労働の場面での男女平等を追求するというのが、やはり一番の基本になる、という問題意識です。これから沼津市の計画でも、この問題意識に基づいた事業内容を計画全般にわたって位置づけていく必要があります。

また、女性が意思決定に関わる立場にある状況を社会のあらゆる分野において増やしていくかないと、本当の意味で男女・ジェンダー平等にはなりません。ポジティブアクションも含めて、積極的な人材登用や育成をしなくてはならない、という点に、国の次期計画も相当力を入れている点にもぜひ

注目すべきです。クオータ制は政治の分野で最もその実現が望まれる喫緊の課題ですが、そこまでいかなくとも、経済の分野を始めとして、様々な場所であえて女性に積極的な割り当てをするなどして、まずは女性が意思決定できる立場に着実に増加していくことを、国の次期計画は重視しているといえます。

そして、国が次期計画でとりわけ重要視しているのが、地方における男女共同参画の実現という課題です。各地域の実情を踏まえた取り組みや、さらに女性にも選ばれる地域づくりを国としては全面的に後押しするとしています。それぞれの地方における多様な課題を踏まえつつ、雇用創出や企業の支援、あるいは女性が多数を占める非正規労働者の待遇の改善などの諸課題や、とりわけ男女の賃金格差の是正も含めて、地域における男女共同参画の実現をいかに実効性のある形で図っていく必要があるのか、ということが、人口流出・人口減少が広がる地域の現状の中であらためて強調されていることが重要です。これは、沼津市を含めた地方自治体の計画作りに大きく影響してくる視点だと思います。その他、IT人材の育成、性犯罪の問題に対してより真剣な取り組みをすること、複合的な困難を抱える女性やより弱い立場の女性に対するケアを行うこと、また防災における男女共同参画に取り組むことなども挙げられています。そして最後に強調されているは、結局のところ従来から根本的な変革が進んでいない様々な社会の慣行・慣習が、実質的に男女のあり方の不平等の根源になっているとの指摘です。したがって、なかなか目に見えない、その地域の雰囲気や長年の慣習や制度から根本的に変えていく取り組みがぜひとも必要である、という視点を、国の次期計画では強調して打ち出していく姿勢も顕著になってきているところにその特色があるといえます。

骨子案が出たばかりであり、これから最終的な形になってゆくところではありますが、大きな方向性がこのように国から明示もされてきています。そういう新しい動向もぜひ組み込みながら、有効な内容を備えた第6次計画の策定にあたっていただきたいと願います。

終わりに、事業ヒアリングは、担当課が進捗管理力を身につける場であるとともに、各専門分野から選出された委員にとっては男女共同参画の実践を知り学ぶ場でもあります。引き続き、沼津市男女共同参画推進委員会を通じて市民と行政が一体となって本市の男女共同参画を効果的に推進し、取組が更に充実し発展することを期待して総評といたします。

沼津市男女共同参画推進委員会
委員長 犬塚 協太

4. 委員会の意見

各事業の取組状況等に対する委員からの主要な意見は次のとおりである。

なお、特段の意見がなかった事業は、記載しない。

【基本的施策Ⅰ】男女の人権と性を尊重する教育の充実

(1) 人権を尊重するための意識啓発

施策番号1 人権相談の実施（生活安心課・市民相談センター）

- ・様々な窓口があり、相談者が選択できることが重要である。引き続き関係部局との連携を緊密にし、協力しながら取り組んでいただきたい。
- ・静岡市や浜松市には女性の相談に特化した機関があるようだが、東部にはないため、いつか設けられたらよい。

(2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実

施策番号3 人権教育（保育の場）（こども未来創造課）

- ・参加率が増えるような取り組みをお願いしたい。

施策番号5 人権教育（教職員）（教職員研修センター）

- ・推進委員会としては、やはり男女共同参画に関する研修の実施をお願いしたい。男女共同参画に関する内容だけの研修は難しいかもしれないが、少しでも関連した内容のものを、研修に含めていただきたい。

(3) 多様な性のあり方の尊重

施策番号6 SOGI・性的マイノリティの相談体制づくりと性の多様性の学習機会の提供 (地域自治課)

- ・静岡県は都道府県版のジェンダーギャップ指数が低いということも鑑み、講師選定の際にはできるだけ地場のリソースを使っていただきたい。
- ・県のパートナーシップ宣誓制度が浸透していくのはいいが、積極的に利用される地域とそうでない地域が出てくる。県と連携を取っていただき積極的な広報をお願いしたい。

施策番号7 妊娠・出産に関する支援（健康づくり課）

- ・パパとママの教室という名称だと、ひとり親やママだけだと参加しづらい。シングルファザー・マザー、多様な性の方がいるため、どなたも手軽に参加できるように名称変更も含め検討いただきたい。

施策番号8 性教育・性の尊重と支援体制の確立（教育の場）（健康づくり課）

- ・包括的性教育やセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を入れることをぜひ、前向きに検討していただきたい。

施策番号9 市窓口における多様な性に対する配慮（国民健康保険課）

- ・本委員会の場でマニュアルを公開していただきたい。
- ・今まで問題提起がないということで、研修内容が毎年同じになってしまっていないか。積極的に意見収集ができるような研修にしていただきたい。
- ・ニーズがないから相談が0件なのか、周知が足りていから0件なのか課題がある。施策を見ていると相談があってから対応する待ちの姿勢に感じる。周知の取り組みが必要なのではないか。HPだけでなく様々な周知方法があるので検討いただきたい。

(4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

施策番号10 男女共同参画推進の調査やデータ収集（地域自治課）

- ・定点観測的に全市民向けアンケートが必要であるとともに学校や子どもにアンケートを取り大人とのギャップを示すことが啓発につながる。メインの一般市民向けの大きな調査と学校

で子供向け、事業所向けと三本立てでできるとよい。

施策番号11 SNS・ホームページなどを利用した情報発信（地域自治課）

- ・いろんな取り組みをされているので、読んだり見たりされた方の反応が分かればそれに応じて施策の内容を考えていくことができる。セミナーや講座でのアンケートは引き続き実施し、可能であれば、作成した動画も見た方の反応が分かるような手立てがないか引き続きご検討いただきたい。
- ・事業所の経営層や管理職働きかければ推進事業所も増えるのではないか。

施策番号12 ユニバーサルデザインの推進（政策企画課）

- ・面白そうな出前講座だと思う。積極的に開催していただきたい。

施策番号14 図書館からの男女共同参画の情報発信（市立図書館）

- ・アンケートの数が少ないという印象がある。あざれあとも連携していただき、イベント的なものを開催するなど、色々な企画をこれからご検討いただきたい。

【基本的施策2】女性に対するあらゆる暴力の根絶

（5）セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

施策番号15 女性への暴力防止啓発や防止情報の発信（社会福祉課）

- ・男性が被害者になる場合も加害者になる場合も両輪でケアできるとよい。

施策番号16 セクハラ・マタハラ等の防止（市役所）（人事課）

- ・件数が多いか少ないか、それが実態を反映したものかどうかの判断は難しい。近年、ハラスメントの意識が定着してきているため、今までハラスメントだという自覚がなかったものが通報されるようになり、通報件数が増えることはある意味でいい結果とも言える。逆に相談が少ないケースは本当にハラスメントの意識が浸透していてしっかり予防ができるおり事案が実際も起こらないケースと本人も含めて気付かれず、表に出てこないケースがあり、職場の状況に応じて違う。相談件数が増える可能性はあるが、人事課には庁内での徹底的な研修と相談があった際の丁寧な対応への対策を引き続きお願いしたい。

施策番号17 セクハラ・マタハラ等の防止（教育の場）（学校教育課）

- ・相談しやすさという観点からすると、外部の相談窓口を何らかの形で設ける検討をお願いしたい。

（6）被害者への相談体制の充実と自立支援

施策番号19 DV被害者の安全な保護（社会福祉課）

- ・学校などからも情報を収集し早期に発見できるような仕組み作りがあるとよい。

施策番号20 DV等の被害患者への適切な対応（医事課）

- ・病院にはプロの方がいるため、虐待の兆候を早期発見できる。こうしたプロの観点について、保育園等にプロのノウハウを横展開した方がよい。些細なことでも丁寧に捕まえて、対応が取れるように引き続き努めていただきたい。

【基本的施策3】男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援

（7）生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援

施策番号24 性差に配慮した健診事業の実施（健康づくり課）

- ・受診率が伸びる余地はある。広報以外にもプラスアルファのサービス等を検討いただきたい。

施策番号25 性差に配慮した各種スポーツ教室の開催（ウィズスポーツ課）

- ・高齢男性は孤立化しやすいため、日曜日開催など今後も参加率を増やす取り組みを検討していただきたい。

施策番号26 学習機会の提供による生きがいづくり（生涯学習課）

- ・「自信がもてる子育て講座」は、男性にもぜひ聞いてもらいたい。土日や、オンラインで平日の夜に開催することも検討していただきたい。
- ・計8回中の数回でも、時間や曜日を変えて、意図的に男性やおじいちゃんおばあちゃんといった高齢の方も出やすい日程設定にする。さらにその回は、あえて男性を意識したテーマであったり、あるいは夫婦で聞いていただけるようなテーマにしたりするなど、少しでも男性が出やすいような工夫をすることで、男性参加率をあげる工夫もできるのではないか。

施策番号27 博物館等での女性活躍等の紹介（文化振興課）

- ・昔は性別役割分業が一般的であり、近年になって男女共同参画の視点に基づいて固定的な性別役割分業がなくなってきたというのは、歴史的なジェンダーの理解としてはやや違う。説明の基本的なところで、新しい動向をぜひ取り入れていただきたい。

（8）高齢者・障害のある人等の社会参加支援

施策番号28 生涯学習講座・イベントの開催（生涯学習課）

- ・講座全体の男女比と、役員の男女比に大きな違いがあり、そこが目立つ。今後は推進調査票に、受講者や役員の男女の数や比率を記載していただきたい。

施策番号29 高齢者に対する生活や活動支援（長寿福祉課）

- ・高齢になっていくと男性が孤立化していくという問題があるため、男性の参加率を増やしていく必要がある。

施策番号31 生活困窮者に対する自立支援（社会福祉課）

- ・研究では高齢になるほど、性別により抱える問題の特性が顕著に変わるとされている。女性は経済的な問題として高齢女性の貧困化の危険性が高まり、男性は独居世帯の相談が多く、人間関係の貧困化・孤立化の対応が重要である。今後はそのあたりを意識した対応をお願いしたい。

【基本的施策4】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（10）市役所・教育の場における女性の積極的登用

施策番号34 女性職員の管理職への登用促進（市役所）（人事課）

- ・昇任を望まない職員の本音を受け止め、意見を参考にした上で対策が一番効果的であるため、女性職員が管理職になることをためらう理由のアンケートの実施をお願いしたい。
- ・初任者に向けての意識づけは重要である。新卒で入社した方で1年目は男女ともに意欲が高いが実態を知ってしまうと2年目になって一気に落ちる。多くの職場でそういった共通の問題があるという指摘が出ている。新規採用の方の意欲をどこまでキープできるかというのは大きな課題だが、その方面からもぜひ検討をいただきたい。
- ・民間企業では全国転勤ができないと管理職になれない場合があるが、市役所は転勤がないためそういう意味では管理職になりやすいということをアピールしてもいいのではないか。

施策番号35 女性職員の管理職への登用促進（教育の場）（学校教育課）

- ・女性教員が管理職を望まない理由や意向を知ることで、現状に対して、どういう対応・対策を打てるかを考えることができる。個々の職員がどう考えているか調査をお願いしたい。

（11）企業・各種団体における女性の積極的登用

施策番号37 経営セミナー等の開催と労務制度の情報提供（商工振興課）

- ・女性のキャリア形成において育休取得が空白期間になり、本人や企業がマイナスと捉えられることが多々ある。女性が育休期間中に子育てと並列しながらキャリアアップできる取り組みを研究している。企業と連携しながら周知・活用できること効果的になるのではないか。

- ・長時間労働の削減と男性育休は二者択一ではなく、両方が大事である。育休を取得することで、仕事を離れ、一定期間育児に専念することで男性は育児の重要性を認識できる。それと並行して男女関係なく定時に帰り、日常から子育てをするなど多角的に進めていく必要がある。

【基本的施策5】社会における女性の活躍促進

(12) 地域社会における女性の参画拡大

施策番号38 女性や子育て世代のライフスタイルの情報発信（まちづくり政策課）

- ・魅力的な取り組みであるが、伝わっていないため広報の仕方を工夫していただく必要があるのではないか。

施策番号39 「地域づくり講座」の開催（地域自治課）

- ・防災に関しては市民全体の関心が高い。特に比較的最近は高齢の方だけでなく子育て世代の女性の方々にとって、身近な問題となっている。こういった反応を利用し若い世代から女性防災リーダーみたいなものを育てていくような動きが起こっている地域もあるため、地域づくり講座とは別立てで、連携して企画していくとよい。

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

施策番号42 女性農業者に対する支援（農林農地課）

- ・就農したい人はいるはずであるため、原因を究明していただきたい。
- ・農業に女性が少ない理由として、一つは地域自体がどこまで就農者を受け入れられるかという問題がある。伝統的な共同体に外から入っていくこと、地域の保守的なところに就農者としてはブレーキがかかる側面があるのではないか。
- ・就農希望者やあきらめた人に理由を聴取することで、対策を考えることができるかもしれない。地域の保守的なジェンダー感を含めた在り方が壁になっていると見聞きしているため、ぜひ検討いただきたい。

【基本的施策6】家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

(14) 家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現

施策番号44 男性の育児への主体的参画の促進（こども未来創造課）

- ・男性は集団で何かを積極的に行なうことを好まない傾向があるが、育児ではコミュニティの協力が求められる場面がある。そのきっかけづくりのために今後もお願いしたい。
- ・お父さんデーに限るとこの数字だが、他のイベントでもお父さんの参加があるため、その実をカウントしてそれなりの数字になればいいのではないか。
- ・第一土曜日の11時という日程が良くないのではないか。土曜日も意外と働いている方が多いので日曜日開催も検討いただきたい。
- ・お父さんデーは良い取り組みであるが、子育て支援センターはイベントの日に行くものではない。お父さんデーは日常でも使いやすくするきっかけを作るイベントだと思っている。休日に男性一人でも子育て支援センターに連れていくような受け入れ態勢があればよい。子育て支援センターに男性職員が一人でもいれば、男性も行きやすい。
- ・来年以降の調査票には子育て支援センターに男性がどれだけ行きやすくなったかを確認するために日常利用の数を載せていただきたい。

施策番号44 男性の育児への主体的参画の促進（市立図書館）

- ・本読み聞かせ講座は男性参加者が少ない。思い切って取組内容をもう少し違う内容にしてしまってはどうか。パパと子どもが図書館に一緒に来館すること促すためにスタンプラリーを

して、パパと一緒に来たらスタンプがもらえるなど、これまでとは違ったことを試みた方がいいのではないか。

- ・読み聞かせ講座という形にこだわらず、男性読み聞かせボランティアによる読みメン・お父さんのおはなし会に主眼を置いて、男性が参加しやすいような工作会のようなことを合わせて実施することはできないか。計画上、施策としては読み聞かせに限定して実施してきたが、事業としては様々な可能性がある。新規のイベント等についても検討をお願いしたい。
- ・パパと行けばまた違った視点で本を借りることになり、子供も違う本に興味を持つことができる。そうした面でも、父親と図書館に行く機会を増やすことができればよい。

施策番号4 5 介護知識等の学習機会の提供（長寿福祉課）

- ・男性の介護参加率を増やしていく必要がある。自治会は男性が集まっているので、そのような機会を利用するなどやり方を考えてみてはどうか。
- ・男性の介護参加率を上げていくために企業・職場に協力を仰ぐことはできるか。企業においては管理職世代が親の介護が必要になっていくため、関心を持ってもらえるはずである。商工会議所にも協力いただき、男性が多いところに働きかけが必要であり、自分事にとらえていただく取り組みが必要である。

【基本的施策7】職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

(15) 職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進

施策番号5 0 健康経営の推進（健康づくり課）

- ・潜在的に持っているモヤモヤをアンケートで拾うためアンケートを実施していただきたい。
- ・健康経営支援事業所になると事業所の増える面があるため、利用のきっかけになるような分かりやすいメリットがあるよい。
- ・行政だけができるものとできないものがあるため、商工会議所との連携を検討いただきたい。

施策番号5 1 選挙開票事務における男女平等（市役所）（選挙管理委員会事務局）

- ・従事者が増えない理由を考えたときに、長時間の業務となると、自分自身は問題なくとも、家族に反対されることがあるのではないか。選挙事務に従事する意義が、具体的に周知されれば、家族の理解も得やすくなるのではないか。

選挙事務においても、同居する家族の理解が大事であると思う。家族へのフォローとして、業務内容が分かったり、まわりの人の役に立つということが理解できたりすると、従事者が増えるのではないかと思う。

- ・女性の方が家事・育児といった家庭の役割を担っている状況がある。これが、選挙事務への女性の従事に対して、家庭からなかなか賛同を得られない背景の一つであると考えられる。無理に女性に出ていただく必要はないが、男性が家事育児の面で女性をフォローすることで、女性も選挙事務に従事することができる、ということを啓発していただきたい。あるいは、決まった人数の女性に役割を割り当てる、いわゆる「クォータ制」を導入するといった方向も、検討する時代になってきたと思う。これは継続審議ということで、今後もご検討いただきたい。

(16) 女性活躍に理解ある事業所の取組推進

施策番号5 2 公共調達を通じた女性活躍の推進（契約検査課）

- ・引き続き継続いただき、年度ごと20件以上になればよい。ぜひ働きかけとして企業に周知していただきたい。

施策番号5 3 沼津市男女共同参画推進事業所の認定拡大（地域自治課）

- ・事業所のジェンダーギャップの解消、あるいは女性の活躍を推進するためにどうすればいい

かということを検討・推進していただきたい。

施策番号54 院内保育所「きらら」の運営（病院管理課）

- ・院内保育所の対象年齢は、0歳から3歳までということで、これ以上伸ばせないとなると病院職員の子どもは3歳になると別の保育園に入り直すことになるのではないか。親としては別の保育園に移る手間がかかり、また子供にもストレスがある。今後実施するアンケートではそういう意見が出ると思われるため、そのときは再度検討いただきたい。

（17）個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進

施策番号55 合同就職面接会等の開催による女性の就職・再就職支援（商工振興課）

- ・就職者数ではなくマッチングの数等、指標を変えた方がいいのではないか。もっと就職している可能性もあるのでもったいない。
- ・移住者にとって仕事は重要な要素である。移住者の中でぬま job がきっかけで就職できたという話も聞いた。ただ、ぬま job を知らない人が多いのでより広報活動をしたほうがよい。

施策番号57 子育て支援分野の再就職支援（こども未来創造課）

- ・本事業について効果測定は難しいということだが、ぜひアンケートをお願いしたい。

施策番号58 子育て期に安心して働ける環境整備（こども未来創造課）

- ・乳幼児保育事業について補助対象が47から40に減少している。県の事業で3歳児未満を年間延べ72人以上預かった施設に補助金を出しているという仕組みは理解したが、子どもは減っている一方で、預けたい人は増えているはず。市の方でなんとかできないのか検討いただきたい。
- ・利用する親は働いているため、利便性を考えると職場の近くを検討するはずである。施設によって偏りがあるということだが、バラつきを少しでも均していただくよう方策を検討願いたい。また、希望の多い地域に保育所を配置するなど、さらなる検討をお願いしたい。
- ・保育所も人手不足等により開催できない事業がある。市が情報共有をし、保育所に支援や助言をすることで預けられる子供の数を増やしていただきたい。情報提供を密にしていただき、問題点と一緒に解決していただきたい。
- ・放課後児童クラブの利用時間の拡大により保護者は感謝している。また、今まで自治会と運営を行っていたが専門業者に委託することで負担が減り、学校側の立場からいうと働き方改革の一環として助かっている。今後も環境整備や支援員の質を高めていくことで、ぜひ、お願いしたい。
- ・今後も事業について問題点がないか確認を願いたい。

施策番号59 農業における家族経営協定の締結促進（農林農地課）

- ・家族経営協定は世帯主や男性だけが評価されるのではなく、農家の特に女性が働いていることへの対価が明確になったり、女性を含めた個々の評価が正しくされるため、男女共同参画の視点からも家族経営協定を増やしていただきたい。JAに協力いただき女性だけで家族経営協定についての話し合いができるのか。
- ・家族経営における女性は仕事はしているが給料はもらっておらず、経営には参加していない状況である。そういう人に対して締結してくれそうな文言を作ることや決定権がある人が納得するようなサポートができるとよい。
- ・決定権を持っている方は高齢の方が多いと考えられる。後継者のことを考えると家族経営協定することによって、今までと違い、働いている方が評価されるため後継者不足の対策もできるということで働きかけができないか。また、女性の新規就農者が増えないという問題も家族経営協定のようなやり方をすることで、今までの農業と違い女性にもメリットがあるとアピールすることができるのではないか。家族経営協定のメリットを最大限活用していただきたい。

きたい。

(18) 男性の働き方と職場風土の改革

施策番号60 男性の働き方と職場風土の改革（就労の場）（地域自治課）

- ・他の事業所の取り組みを共有し、男女共同参画推進事業所間のネットワークを構築できるとい。また、不参加の事業者に対しても、アンケートのような形で情報収集していただきたい。

施策番号61 男性の働き方と職場風土の改革（市役所）（人事課）

- ・休むことが絶対ではないが、市役所職員が率先して男性育休を複数年取得していただきたい。
- ・男性の育児休業の取得は子育てや男女共同参画の基礎的な部分である。男性育休取得率が100%で1年取った人が二人いるという事実はすごいことであり、今後も増えていくだろう。
- ・男女ともに育休取得は当たり前で、少しずつ取得期間が増えていき、そこでの格差がなくなっていくという意味で男性育休の取り組みはシンボリックな意味を持つ。ぜひ取得期間の長さが定着していくような方向ですすめていただきたい。
- ・数字が増えているという事実を示すことが重要であるため、毎年明記していただきたい。
- ・庁内の長時間労働の状況は周知しているとのことだが、上限を超えている職員の割合が高く、大きくは減っていない。これは個々の職員ではなく、市役所の構造自体の問題である。数字の周知に加えて、原因の周知も必要なのではないか。庁内みんながそれを把握し、互いに監視し、見守り、補助し合いながらやっていく必要がある。

施策番号62 男性の働き方と職場風土の改革（教育の場）（学校教育課）

- ・教職員の負担を減らすことには賛同するものの、部活は中学校に上がる楽しみの一つであるため、部活動がなくなり親としてはもったいないと感じている。労働時間が削減され、教職員の負担を減らすという点で良いことであるが、その手段については、親の思いも鑑みて工夫していただきたい。

施策番号63 情報化による市民サービス向上と行政経営の効率化（ICT推進課）

- ・国の次期男女共同参画基本計画で、これまで以上に女性のデジタル人材育成が重点的な施策として位置付けられているということも踏まえ、推進いただきたい。
- ・情報セキュリティやChatGPTの研修は全職員受講していただきたい。

【基本的施策8】教育の場における男女共同参画の推進

(19) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

施策番号66 PTA活動での男女の偏りない役員登用（生涯学習課）

- ・PTAの会議は平日の昼間や夜8時（オンライン）に設定されているため、参加できないもしくは子どもの世話をしながらでは難しい現状がある。多くの人が参画しやすいようにやり方を工夫していただきたい。
- ・男女共同参画基本計画の中にこの事業が入っている元々の趣旨は、PTA活動自体の内容にすることよりは、会長をはじめとする役員の構成が男性に偏りがちである点を解消することにある。様々な活動の多くを女性が担っているという実態があるにも関わらず、意思決定のトップをいつも男性が占めているという問題がある。そこにもっと女性の意思が反映されるような体制を作つてほしいというのが本来の意図である。
- ・PTAがある方が学校側にとっても大きなメリットがあるため、PTA活動を全体としては縮小するという方向性や、従来の事業を見直して、柔軟に今までのやり方を変えていくという方向性で考えるのが現実的である。同時に、できることをどうやってやるか、できることの内容をどう決めていくかというときに、男性が決めるのではなく、女性の方々が意思決定にも、

どんどん入っていただきたい。こうした意図を学校に伝えていただきたい。

(20) 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進

施策番号67 多様な選択ができる進路・就職指導（学校教育課）

- ・地域と子供の繋がりが希薄になりがちなため、交流の機会を増やしていただきたい。

施策番号68 職業講話の実施（地域自治課）

- ・沼津らしい特色のある取り組みで全県的、あるいは全国からも注目されている。大事な取り組みであるため、大変なのは理解できるが極力現場の要望にも応じつつ、できるだけ数多くの学校で実践していただきたい。

施策番号69 青少年健全育成事業の実施による児童・生徒の教育支援（生涯学習課）

- ・二十歳の議会はアンケートの結果から成人式の日に日程を決めているのであれば、それが一番よいが、せっかくやるのであれば、別日で夏休みの帰省のタイミングなどはどうか。女性の参加人数が少ないため、なるべく女性の参加者が増えるように、検討を継続していただきたい。

【基本的施策9】地域における男女共同参画の推進

(21) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

施策番号74 自治会や地域コミュニティにおける多様な意見等の反映（地域自治課）

- ・女性側の意欲も必要だと考えるが、そもそも男性側が地域の中で女性を必要だと認識しているか本気度が分からぬ。そこから今一度確認していただき違った視点からテコ入れしていただきたい。

(22) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

施策番号76 社会福祉協議会やボランティア団体との連携（福祉企画課）

- ・PTAや子供会の規模が小さくなっているため、学校のイベントや学童に対してボランティアの方がいると助かる。ぜひ、検討していただきたい。

(23) 男女共同参画社会に向けた地域環境整備

施策番号77 歩行空間のバリアフリー化（道路建設課）

- ・自転車用道路の整備は、大変良い事業である。子どもと歩道を歩いていると、自転車が急に近づいてきて危ないため、整備していただけるのは大変ありがたい。とはいえ、狭い車道で車と並走するというのは、自転車の立場であれば危ないと感じる。実態を見ながら、点検しながら進めていただきたい。

(24) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

施策番号80 災害時要援護者避難支援計画の周知及び要援護者への支援（福祉企画課）

- ・登録率が増えていかない理由を個人情報の管理と推測しているが、実態としてどうなのか把握できていない。自治会にヒアリングをし、その対策を検討するなど深堀りする必要がある。

施策番号81 多様な視点を取り入れた防災計画の策定（危機管理課）

- ・昨日（7月30日）、津波警報が出たとき、事業所から団体で学校へ避難されてきたが、体育館に行こうと思っても暑くて入れないため、エアコンの効いた部屋に入っていた。これが夏休みだったからよかったです、通常は避難してもらう部屋も限られてしまう。その中で男女が同時に時間を過ごしていかなければならぬというときに、部屋のすみ分けができなかった。地震が起きたらどうするかだけではなく、今回のようなケースも取り入れながら、講座等で広めていただけたらありがたい。危機管理課ではなく学校管理課が所管であるかもしれないが体育館に冷房があれば解決すると感じた。災害の影響は、男性と女性で受ける度合いや質が違うのでそのあたりも考慮する必要がある。

- ・国は様々な形で備蓄品の見直しを進めている。女性の意見を取り入れる際にも、多様な女性がいて、年代も含めて色々なニーズがあるため、できるだけきめ細かく情報収集し、ぜひ備蓄品の多様性を確保することをお願いしたい。このことについては、内閣府が男女共同参画に関する様々な特設ページを設けて情報を掲載している。地域によっては直接女性から意見を聴取するような機会を増やしているところもあるため、それも併せてご検討いただきたい。
- ・防災対策に関して男女だけでなくいろんなジェンダーの方もいらっしゃるため、そういう方の意見も取り入れることを検討していただきたい。
- ・危機管理課主催の防災講座以外に、生涯学習課でも子育て世代向けの防災講座を実施している。防災講座はあまり人が集まらないが、守るべき子どものために行う講座ならば、お母さんたちは参加したいのではないか。通常の防災講座では、災害に備えるために乾パンなどの備蓄を呼び掛けるが、子どもたちは災害が起こっても、そうしたものは食べない。その対策として、例えばローリングストックしながら、賞味期限が6ヶ月程度のお菓子を日常的に選ぶなど、日常生活の中で対策をしていくことが災害への備えに繋がる。全国的に見ても特に子育て中の女性向けの防災講座への参加者が増えており、それによって新たな問題意識が生まれたり、防災における女性の視点が活性化したりするというケースが出てくる。「お母さん」と一口に言っても、専業主婦もいれば、むしろ現代では働いている方も多い。いつどういう時間帯で災害が起こるかによって、他の人が当てにならないことがある。どういう形であれ、目の前の災害の影響を受けている子どもに自分が対処しなければならないケースが出てくることが想定されると、女性にとっても、防災についての基礎的な知識を知って対応したいというニーズがとても高くなる。
- ・防災講座のメニュー・テーマや受講対象も多様化していき、様々な課が防災に関する講座を実施しているが状況だが、各課がそれぞれの持ち味を生かして実施していただきたい。それらをワンストップ化して、講座情報一覧をまとめていただき様々な方が情報に接する機会を増やせるように、ぜひ工夫をしていただきたい。

施策番号82 女性消防団員の活動の充実（危機管理課）

- ・女性でも活躍できる場面がある、ということをもっとアピールしていくことなどに注力したらどうか。「紫明隊」の活動をより周知していただきたい。
- ・「女性だからこそできる活動を検討する必要がある」とか、「女性ならではの気遣いによりその人が落ち着かせることができる」という表現があるが、消防団員に女性が増えるべき理由は、これまでジェンダーによって固定化されてきた役割を、女性に相変わらずこなしてもらうためではない。女性や高齢者、子供や急病人への対応について、男性だけでは気づけなかった新たな視点が入ることが重要である。女性が入ってくる数が少くとも、それによって新たな視点が導入されるはずである。その視点を男性のみで構成された消防団にも共有して、業務や役割の見直しに取り組んでいただきたい。男性だけでは欠けていたり、不足していたりする視点を学ぶという趣旨で、女性の視点を取り入れるようにしていただきたい。

【基本的施策10】国際協調に基づく男女共同参画の推進

（26）多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

施策番号84 「国際交流フェア」の実施（地域自治課）

- ・諸外国では、日本とは異なる男女の格差や性別分業の固定化で、特に若い女性が様々な人権問題を抱えている。そのような諸外国の社会の実情について、日本の社会を知っていただきながら、文化交流が広がると良い。国際交流フェアがそのような機会となるよう市からの意識的な働きかけをお願いしたい。

(参考資料) 4つの主要領域の主な取組

(1) 家庭

家庭に対する施策として、男性の積極的な家庭参画を促すための意識啓発及び学習機会の提供を行うことを目的に、家事シェア・働き方改革推進セミナーを開催した。

令和6年度 家事シェア応援セミナー「家族のための美味しい時間」

(2) 職場

職場に対する施策として、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む市内事業所を「沼津市男女共同参画推進事業所」として認定し、その取組を広く周知する男女共同参画推進事業所認定制度を推進した。

令和6年度 3事業所認定 令和6年度末までに累計111事業所

(3) 教育

教育に対する施策として、市立小中学校において、児童・生徒が性別にとらわれることなく主体的に進路を選び、職業を選択する力を育てることにより、男女の平等意識や人権尊重の大切さを学ぶことを目的に、職業講話を実施した。

令和6年度 小学校7校417人 中学校4校325人 計742人受講

(4) 地域

地域に対する施策として、地域住民が地域活動において主体的に男女共同参画に取り組めるよう、意識啓発のための研修や、男女共同参画の視点を取り入れた防災をテーマに実践活動の講座を行った。

令和6年度 地域づくり講座 第4地区東地区コミュニティ（座学・グループワーク4回実施）
フォローアップ講座 金岡地区コミュニティ（座学・避難所運営訓練2回実施）